

# 令和 8 年深谷市教育委員会第 1 回定例会会議録

深谷市教育委員会

# 令和8年深谷市教育委員会第1回定例会

日 時	令和8年1月14日(水)
開 会	午後1時30分
閉 会	午後3時00分
場 所	本庁舎 3階 会議室3-1
出席委員	教 育 長 片 桐 雅 之 教育長職務代理者 荒 井 泉 委 員 久保田 みずき 委 員 寺 山 智 久 委 員 栗 原 孝 子
出席職員	教 育 部 長 松 村 一 教育部次長兼教育総務課長 塚 原 陽 一 教育部次長兼教育施設課長 中 島 武 彦 教育部次長兼学校教育課長兼 染 谷 明 信 指導主事兼教育研究所長 花 岡 慎 教育部次長兼生涯学習 スポーツ振興課長 文化振興課長 知 久 裕 昭 図書館長 澁 澤 武 雄 教育総務課課長補佐 福 島 崇 发言人 学校教育課主幹 高 橋 真 也 兼 指 導 主 事

1 開会

教育長が開会を宣告

2 開議

教育長が開議を宣告

3 前回議事録の承認

第12回定例会の会議録を全員異議なく承認

4 会議録署名委員の指名

教育長が荒井委員を指名

5 報告

報告1 令和7年深谷市議会第4回定例会及び第1回臨時会について

教育部長より説明。質疑応答後、全員異議なく承認。

報告2 専決処理の報告について

教育部次長兼教育総務課長より説明。全員異議なく承認。

報告3 深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱に基づく承認について

教育部次長兼教育総務課長より説明。全員異議なく承認。

報告4 深谷市教育委員会だより「こころざし第69号」（令和7年12月発行）について

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。質疑応答後、全員異議なく承認。

報告5 令和7年度英語検定の結果について

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。質疑応答後、全員異議なく承認

報告6 こころざし未来塾の実施について

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。質疑応答後、全員異議なく承認

報告7 ラーケーション制度の導入及び熱中症対策について

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。全員異議なく承認

報告8 令和7年12月深谷市立小・中学校教員等の発令について【非公開】

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。全員異議なく承認。

6 議案

議案第1号 深谷市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則

教育部次長兼教育総務課長より説明。原案のとおり可決。

議案第2号 深谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。質疑応答後、

原案のとおり可決。

議案第3号 深谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

教育部次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長より説明。質疑応答後、  
原案のとおり可決。

## 7 閉会

教育長が閉会を宣告

## 議事等の概要

### 報告 1 令和 7 年深谷市議会第 4 回定例会及び第 1 回臨時会について

教 育 長 事務局より説明を求めます。

教 育 部 長 (概要を説明)

教 育 長 本報告について、質疑はありませんか。

校長会から児童生徒の様子や教職員の現状を鑑みて、「2 学期の始業式を 9 月 1 日としてほしい」という要望書が発出されていることから、現在協議を行っています。

### 報告 2 専決処理の報告について

教 育 長 事務局より説明を求めます。

教育部次長兼教育総務課長 (概要を説明)

教 育 長 本報告について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

### 報告 3 深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱に基づく承認について

教 育 長 事務局より説明を求めます。

教育部次長兼教育総務課長 (概要を説明)

教 育 長 本報告について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

### 報告 4 深谷市教育委員会だより「こころざし第 6 9 号」(令和 7 年 1 2 月発行)について

教 育 長 事務局より説明を求めます。

教育部次長兼学校教育課長兼 (概要を説明)

指導主事兼教育研究所長

教 育 長 本報告について、質疑はありませんか。

寺 山 委 員

深谷市教育委員会だより「こころざし」の発行部数を教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼

指導主事兼教育研究所長

寺 山 委 員

市内の小・中学校の児童生徒を対象に発行しています。また、公民館等にも配架しています。

今後、紙面での発行からデジタルでの配信に変更する考えはあるのか教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼

指導主事兼教育研究所長

既に小・中学校については、デジタルでの配信としており、公民館等に配架するものについては、紙面での発行としています。

### 報告 5 令和 7 年度英語検定の結果について

教 育 長 事務局より説明を求めます。

教育部次長兼学校教育課長兼 (概要を説明)

指導主事兼教育研究所長

教 育 長 本報告について、質疑はありませんか。

久 保 田 委 員

1 点目は、中学 3 年生の生徒数に対する令和 7 年度第 2 回英語検定受験者数 1, 0 0 6 人の割合を教えてください。

2 点目は、教育委員会主催の対策講座は英語検定 3 級相当である中学 3 年生を対象としていますが、英語検定 4 級取得者のステップアップに対する取組について教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

3点目は、「Good Model」の共有として、英語検定3級以上取得率の高い学校の取組を共有するにあたり効果的であった取組について教えてください。

1点目の令和7年度第2回英語検定受験者数の割合は、全体93%となります。

2点目の教育委員会主催の対策講座については、英語検定3級以上を受験する生徒を対象に実施しています。まずは生徒の英語検定3級を受験する意欲を高めていくことが重要であると考えています。

3点目は、市立中学校のうち中学3年生の英語検定3級以上取得率が最も高い藤沢中学校では、生徒の英語検定3級以上を受験する意欲を向上させるため、英語担当教員が中学1年生から英語検定3級受験について繰り返し指導しています。

この取組を「Good Model」として市立中学校に周知し、生徒の英語検定3級以上を受験する意欲の向上を目指したいと考えています。

久保田委員

中学1年生及び2年生から英語検定に挑戦することにより、中学3年生に進級した際に英語検定2級以上を受験できる生徒がいると思いますが、検討している取組があれば教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

中学1年生及び2年生からの積み重ねを基に、中学3年生で英語検定の取得を検討する生徒が多いため、教育委員会主催の対策講座の対象を中学3年生としています。

本講座を受講している生徒の割合は増えてきていますが、まずは中学3年生を重点的に行い、ある程度の成果が出ましたら対象を中学1年生及び2年生に広げて行きたいと考えています。

#### 報告6 こころざし未来塾の実施について

教 育 長  
教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

事務局より説明を求めます。  
(概要を説明)

教 育 長

本報告について、質疑はありませんか。  
「こころざし未来塾」の申込み状況を教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

定員である25名の申込みがありました。

#### 報告7 ラーケーション制度の導入及び熱中症対策について

教 育 長  
教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

事務局より説明を求めます。  
(概要を説明)

教 育 長

本報告について、質疑はありませんか。  
(質疑なし)

#### 報告8 令和7年12月深谷市立小・中学校教員等の発令について【非公開】

議案第1号 深谷市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則

教 育 長  
教育部次長兼教育総務課長  
教 育 長

事務局より説明を求めます。

(概要を説明)

本報告について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

本議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

#### 議案第2号 深谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

教 育 長  
教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長  
教 育 長  
栗 原 委 員

事務局より説明を求めます。

(概要を説明)

本報告について、質疑はありませんか。

深谷市立小学校及び中学校管理規則第31条第1項にて「週休日、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」と規定されており、同条第2項にて「週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」と規定されていますが、違いを教えてください。

教育総務課課長補佐

深谷市立小学校及び中学校管理規則第31条第1項について、週休日の次に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」と規定されており、その次に「及び勤務時間の割振り」と規定されています。法令上は、Aを「週休日」、Bを「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」、Cを「及び次の勤務時間の割振り」としたとき、A、B、Cのいずれかに当てはまる場合は「A、BおよびC」または「A、BまたはC」という表現で規定します。

また、第2項については、Aを「週休日」、Bを「または次の週休日のほかに設ける勤務時間」とした場合、2つの項目から選択することになるため、「AまたはB」となります。3つ以上の項目について選択する場合は、「、」で繋ぐというルールがあります。

なお、「及び」と「又は」の違いは文脈に依存しますが、一般的には「A及びB」とした場合はAとBの両方を含むこととなります。一方で「AまたはB」とした場合は、「AとB両方、またはAまたはB」という意味になり、AとBの両方を含む場合もあれば、AかBのいずれかになる場合もあります。このため「又は」は、対象が広くなります。

今回の改正では、第1項は3つの項目から選択させているため、「、」で文を繋ぎ、第2項は2つの項目から選択させていることから、「及び」と「又は」で文を繋いでいます。

寺 山 委 員  
教育部次長兼学校教育課長兼

本規則の公布日を教えてください。

令和8年4月1日となります。

指導主事兼教育研究所長  
教育総務課課長補佐

公布する日については、本定例会で議決をいただいた後、公布手続きを行い、1週間以内には施行させていただきます。

荒井委員

「週休日」と「勤務時間を割り振らない日」の違いを教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

「週休日」とは、土曜日及び日曜日を指し、「勤務時間を割り振らない日」とは、始業時刻及び終業時刻を定めない日と解釈できます。

なお、「勤務時間を割り振らない日」に行事、部活動の大会及び式典などで勤務した場合は、振替により別の日を「勤務時間を割り振らない日」に変更する必要があります。

学校教育課主幹  
兼指導主事

1日の勤務時間は7時間45分、1週間で38時間45分と定められています。「勤務時間を割り振らない日」とは、フレックスタイム制を導入するにあたり、定めた規定となります。

例えば、1日の勤務時間を7時間45分から9時間45分に変更すると、週の合計勤務時間の観点から、週5日のうち1日は勤務する必要がない日が発生します。その勤務する必要がなくなった日が「勤務時間を割り振らない日」となります。

教育長

埼玉県より教育現場においてフレックスタイム制勤務の導入要請がありました。この規則は、フレックスタイム制勤務を導入する際に、勤務時間によっては週休日以外にも勤務する必要がない日が発生することから改正するものです。

久保田委員

「割り振らない日」及び「割振り」について送り仮名に差異がある理由を教えてください。

教育総務課課長補佐

内閣法制局にて法令で使用する語句の送り仮名等について厳格なルールを定めており、そのルールに則って改正しています。

教育長

本議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

### 議案第3号 深谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

教育長  
教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

事務局より説明を求めます。

(概要を説明)

教育長  
栗原委員

本議案について、質疑はありませんか。

「第1号部分休業」と「第2号部分休業」の違いを教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

これまでは、勤務開始時間又は勤務終了時間から30分単位で2時間以内の取得が可能でした。今回改正した「第1号部分休業」では、勤務時間中の任意の時間で2時間以内の取得が可能となります。また、「第2号部分休業」では、1年間取得可

能な部分休業を集約した約10日間程度の範囲内で任意の時間を1時間単位で取得することが可能となります。

栗原委員

部分休業を取得する際には、あらかじめ「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」を選択し取得するのか教えてください。

学校教育課主幹  
兼指導主事

毎日部分休業を2時間取得すると、1年間で77時間30分以上の取得となります。まとめて取得する場合には、「第2号部分休業」として、10日間取得できます。「第1号部分休業」に関しては、今までと取り方が変わりましたという変更になります。毎日2時間の部分休業であれば、1年間取得可能です。

栗原委員

部分休業を取得する際には、あらかじめ「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」を選択し取得するのか教えてください。

学校教育課主幹  
兼指導主事  
教 育 長

部分休業を申請する際には、取得期間及び取得方法を選択することになります。

部分休業取得中に「第1号部分休業」から「第2号部分休業」への変更は可能なのか教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

「配偶者の負傷又は疾病による入院」、「配偶者等と別居した場合」又は「その他の申し出に予測出来なかった事実が生じたことにより変更せざるを得ない部分休業が発生した場合」等の特別な事情があり、埼玉県へ申出をし、認められた場合のみ「第1号部分休業」から「2号部分休業」に変更することができます。

栗原委員

深谷市で部分休業を取得している教員数を教えてください。

教育部次長兼学校教育課長兼  
指導主事兼教育研究所長

小学校では8名、中学校では2名の計10名の教員が部分休業を取得しています。

教 育 長

本議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

次回令和8年第2回定例会は、2月18日(水)午後3時00分から開会です。

以上で、令和8年深谷市教育委員会第1回定例会を閉会します。